

平成二十五年二月六日提出  
質問第一七号

バイオディーゼルの混合燃料への軽油引取税課税に関する質問主意書

提出者 小池政就

## バイオディーゼル混合燃料への軽油引取税課税に関する質問主意書

近年、地球温暖化対策及び循環型社会の形成等の観点から、廃食用油や菜種油、大豆油などの植物油を原料として製造されるバイオディーゼル燃料（脂肪酸メチルエステル）及びその軽油混合燃料を軽油の代替燃料としてディーゼル車に使用する様々な取組みが全国で行われている。

しかしながら、地方税法第百四十四条の二で定めるように軽油との混合により自動車の燃料として使用する場合にバイオディーゼル分にも軽油引取税の納税義務が生じ、経済面で劣位要因となっている。

一方バイオエタノール混合ガソリンは、平成二十一年二月より百分の三を上限として混合バイオエタノール分の揮発油税・地方揮発油税が免税措置となっている。

過去においては普及を促進するため農林水産省および経済産業省からも軽減措置の創設が求められている。平成二十四年九月提出の平成二十五年度税制改正に関する経済産業省要望でも混和されたバイオディーゼル燃料分を非課税とする措置の創設が盛り込まれている。

以上を踏まえ以下質問する。

現状を鑑みてバイオディーゼル燃料の普及を促進するために混和されたバイオディーゼル燃料分を非課税

とする措置が即時に求められるが、政府の見解を明らかにされたい。

右質問する。